

○北海道警察自動車運転技能検定規程

北海道警察本部訓令第14号

昭和60年8月7日

改正 昭和61年4月1日警察本部訓令第6号、平成2年5月1日第9号、6年8月18日第15号、7年12月6日第30号、8年7月1日第12号、13年7月5日第17号、16年12月27日第21号、17年4月5日第20号、19年3月29日第7号、21年6月16日第18号、28年3月23日第10号、29年2月14日第4号、31年4月2日第11号

北海道警察自動車運転技能検定規程を次のように定める。

北海道警察自動車運転技能検定規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察において管理する車両（以下「警察車両」という。）の運転に従事する警察職員（以下「職員」という。）の運転技能の向上と交通事故の防止を図るため、自動車運転技能検定（以下「検定」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部に自動車運転技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第3条 委員会に、委員長、委員及び検定員を置く。

2 委員長には、警察本部にあつては警務部長を、方面本部にあつては当該方面本部長をもって充てる。

3 委員には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者その他必要に応じ委員長の指名する者をもって充てる。

(1) 警察本部 教養課長及び運転免許試験課長

(2) 各方面本部 警務課長及び交通課長

4 検定員には、委員長の指名する者若干人をもって充てる。

5 委員会の庶務は、警察本部にあつては教養課、方面本部にあつては警務課において処理する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、検定に係る検査、合格者の決定その他の業務を行う。

(検定の区分及び運転の範囲)

第5条 次表の左欄に掲げる検定を有する者は、それぞれ当該右欄に掲げる警察車両を運転することができる。

検定の区分	運転できる警察車両
大型技能検定	大型自動車、大型特殊自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車
中型技能検定	中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車

準中型技能検定	準中型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車
普通技能検定1級	普通自動車及び小型特殊自動車
普通技能検定2級A	普通自動車及び小型特殊自動車（緊急自動車としての指定を受けた総排気量1.600リットルを超えるものを除く。）
普通技能検定2級B	普通自動車及び小型特殊自動車（車体の上部に固定式の赤色警光灯を備えたもの及び緊急自動車として緊急用務のために使用中のものを除く。）
二輪技能検定1級	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車
二輪技能検定2級	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車（緊急自動車としての指定を受けたものを除く。）

（受検資格等）

第6条 検定は、委員長が所属長からの申請に基づき行うものとする。

2 次表の左欄に掲げる検定は、それぞれ当該右欄に定める資格を有する者でなければ受検することができない。

検定の区分	受検資格
大型技能検定	普通技能検定1級に合格後1年を経過しており、かつ、所属長からの推薦があること。
中型技能検定	
準中型技能検定	
普通技能検定1級	普通技能検定2級A又は普通技能検定2級Bに合格後1年を経過しており、かつ、所属長からの推薦があること。
普通技能検定2級A	普通自動車の初心運転者標識の表示義務期間を経過している警察官であること。
普通技能検定2級B	普通自動車の初心運転者標識の表示義務期間を経過している一般職員であること。
二輪技能検定1級	大型二輪免許又は普通二輪免許を取得した後2年を経過しており、かつ、所属長からの推薦があること。

3 委員長は、前項の規定にかかわらず、北海道警察学校の専門的な教養訓練を受けた者
その他特に必要と認める者に検定を受検させることができる。

(検定の実施時期及び検査項目)

第7条 検定は、委員長が必要と認めたときに実施するものとする。

2 検定の検査項目は、適性検査及び技能検査とする。

3 委員長は、別に定めるところにより、適性検査を免除することができる。

(検定の合格基準)

第8条 検定の合格基準は、次表に掲げるとおりとする。

検定の区分	適性検査		技能検査
	総合判定値	性能別項目の判定値	
大型技能検定	4以上	○動作の正確さ、動作の速さ、精神的活動性、神経質傾向及び攻撃性 3以上 ○衝動抑止性 5以上 ○情緒安定性 9以上 ○自己顕示性、抑うつ性、感情高揚性及び協調性 2以上	90点以上
中型技能検定			
準中型技能検定			
普通技能検定1級			
普通技能検定2級A	3以上	○動作の正確さ、動作の速さ及び精神的活動性 3以上 ○衝動抑止性 5以上 ○情緒安定性 9以上 ○自己顕示性、神経質傾向、抑うつ性、感情高揚性、攻撃性及び協調性 2以上	70点以上
普通技能検定2級B			
二輪技能検定1級	4以上	○動作の正確さ、動作の速さ、精神的活動性 神経質傾向及び攻撃性 3以上 ○衝動抑止性 5以上 ○情緒安定性 9以上 ○自己顕示性、抑うつ性、感情高揚性及び協調性 2以上	90点以上
		○動作の正確さ、動作の速さ及び精神的活動性 3以上 ○衝動抑止性 5以上	

二輪技能検定 2 級	3 以上	○情緒安定性 9 以上 ○自己顕示性、神経質傾向、抑うつ性、感情高揚性、攻撃性及び協調性 2 以上	70点以上
------------	------	------------------------------------------------------	-------

2 委員長は、検査の結果、適性検査総合判定値が合格基準に達している場合であっても、適性検査の内容の一部に問題があると認めたときは、不合格とすることができる。

(合格者の通知)

第9条 委員長は、検定合格者を決定した場合は、当該職員に対して合格証書(別記様式)を交付するとともに、当該所属長に検定合格者の氏名、検定の種別・級別、合格年月日及び適性検査の結果を通知するものとする。

2 合格証書に使用する証印の表示方法及び規格は、別表のとおりとし、委員会の庶務を処理する課に備え付けるものとする。

(検定の取消し等)

第10条 委員長は、検定を有する者が重大な交通事故を起こしたとき、又は警察車両の運転に適さないと認めたときは、その者の検定を取り消すことができる。

2 所属長は、検定を有する所属職員が重大な交通事故を起こし、又は警察車両の運転に適さないと認めたときは、速やかに委員長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、必要があると認めるときは、一定期間警察車両の運転を禁止することができる。

3 委員長は、第1項の規定による検定の取消しを行ったときは、当該職員の所属長に通知するものとする。

(所属長の責務)

第11条 所属長は、所属職員の自動車運転技能の向上を図るとともに、安全運転に関する指導教養を効果的に行うよう努めなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和60年9月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に旧訓令の規定による検定を有する者は、この訓令の規定により合格したものとみなす。

3 北海道警察自動車運転技能検定規程(昭和52年北海道警察本部訓令第9号)は、廃止する。

附 則(昭和61年警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成2年警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成6年警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成6年8月18日から施行する。

附 則(平成7年警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成7年12月6日から施行する。

附 則(平成8年警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成13年警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年4月5日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第18号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察自動車運転技能検定期程（以下「旧規程」という。）第5条の表左欄の大型技能検定の1級又は2級を有する者は、この訓令による改正後の北海道警察自動車運転技能検定期程（以下「新規程」という。）第5条の表左欄の大型技能検定に合格したものとみなす。

3 この訓令施行の際現に旧規程第5条の表左欄の普通技能検定の1級又は2級を有する者は、新規程第5条の表左欄の普通技能検定1級又は普通技能検定2級にそれぞれ合格したものとみなす。

4 前項の規定により新規程第5条の表左欄の普通技能検定1級又は普通技能検定2級に合格したものとみなされる者であって、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条の規定による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の普通自動車免許を受けているものに対する同表右欄の適用については、同欄中「普通自動車」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条の規定による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の普通自動車」とする。

5 この訓令施行の際現に旧規程第5条の表左欄の二輪技能検定の1級又は2級を有する者は、新規程第5条の表左欄の二輪技能検定1級又は二輪技能検定2級にそれぞれ合格したものとみなす。

附 則（平成28年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察自動車運転技能検定期程第5条の表左欄の各検定を有する者（北海道警察自動車運転技能検定期程の一部を改正する訓令（平成21年北海道警察本部訓令第18号。次項ただし書において「平成21年改正訓令」という。）附則第2項、第3項及び第5項の規定により当該各検定（中型技能検定を除く。）に合格したものとみなされる者を含む。）は、当該各検定に相当するこの訓令による改正後の北海道警察自動車運転技能検定期程（次項本文において「新規程」という。）第5条の表左欄の各検定にそれぞれ合格したものとみなす。

3 前項の規定により新規程第5条の表左欄の普通技能検定1級又は普通技能検定2級に合格したものとみなされる者であって、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法

律第40号)による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の普通自動車免許を受けているものに対する同表右欄の適用については、同欄中「普通自動車」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の普通自動車」とする。ただし、平成21年改正訓令附則第4項の規定が適用される者については、なお従前の例による。

附 則(平成31年警察本部訓令第11号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察自動車運転技能検定規程第5条の表左欄の普通技能検定2級を有する警察官(北海道警察自動車運転技能検定規程の一部を改正する訓令(平成29年北海道警察本部訓令第4号。以下「平成29年改正訓令」という。)附則第2項の規定により普通技能検定2級に合格したものとみなされる警察官を含む。)は、この訓令による改正後の北海道警察自動車運転技能検定規程(以下「新規程」という。)第5条の表左欄の普通技能検定2級Aに合格したものとみなす。
- 3 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の北海道警察自動車運転技能検定規程第5条の表左欄の普通技能検定2級を有する一般職員(平成29年改正訓令附則第2項の規定により普通技能検定2級に合格したものとみなされる一般職員を含む。)は、新規程第5条の表左欄の普通技能検定2級Bに合格したものとみなす。

別表（第9条関係）

名称	表示方法	規格 (単位ミリメートル)
北海道警察本部自動車運転技能検定委員会委員長	北海道警察本部 自動車運転技能 検定委員会 委員長印	方25
北海道警察函館方面本部自動車運転技能検定委員会委員長	北海道警察函館 方面本部自動車 運転技能検定 委員会委員長印	方25
北海道警察旭川方面本部自動車運転技能検定委員会委員長	北海道警察旭川 方面本部自動車 運転技能検定 委員会委員長印	方25
北海道警察釧路方面本部自動車運転技能検定委員会委員長	北海道警察釧路 方面本部自動車 運転技能検定 委員会委員長印	方25
北海道警察北見方面本部自動車運転技能検定委員会委員長	北海道警察北見 方面本部自動車 運転技能検定 委員会委員長印	方25

別記様式（第9条関係）

第 号

合 格 証 書

（階級）

（氏名）

上記の者は、北海道警察自動車運転技能検定 に合格したことを証する

年 月 日

自動車運転技能検定委員会委員長

階 級 氏 名 印

注1 「（階級）」は、一般職員の場合は、事務職員又は技術職員と記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。